

事例番号:370123

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 30 週 2 日 胎動良好、超音波断層法で付属物異常なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 32 週 3 日

11:05 妊婦健診のため搬送元分娩機関受診、超音波断層法で胎盤腫瘍の疑い

時刻不明 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失、軽度遅発一過性徐脈を認める

14:10 胎盤腫瘍疑いおよび胎児機能不全のため母体搬送となり当該分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 32 週 3 日

14:30 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出、骨盤位

胎児付属物所見 臍帯静脈の虚脱、胎盤表面に膨隆した異常血管あり、胎盤病理組織学検査で fetal thrombotic vasculopathy (胎児血栓性血管障害) に矛盾しない所見

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 3 日

(2) 出生時体重:1600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.87、BE -20.5mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分5点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、新生児低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後28日 頭部MRIで多嚢胞性脳軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医1名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医6名、小児科医3名、麻酔科医3名、救命救急医1名
看護スタッフ:助産師2名、看護師4名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠30週2日以降、妊娠32週3日搬送元分娩機関受診までの間に生じた胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、多嚢胞性脳軟化症を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の低酸素や虚血の原因は、fetal thrombotic vasculopathy(胎児血栓性血管障害)による臍帯血流障害の可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠32週3日妊婦健診受診後の対応(超音波断層法、分娩監視装置装着、胎盤腫瘍疑いおよび胎児機能不全のため当該分娩機

関に母体搬送としたこと)は適確である。

- (2) 当該分娩機関における入院後の対応(超音波断層法、搬送元分娩機関実施の胎児心拍数陣痛図の確認、胎児機能不全の適応で帝王切開を決定したことおよび、帝王切開決定から 18 分後に児を娩出したこと)は適確である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU 管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は妊娠 32 週 3 日の胎児心拍数陣痛図の記録時間、母体搬送決定、当該分娩機関への連絡、搬送の時刻の記載がなかった。妊産婦に関する観察事項や処置等については緊急時においても詳細を記載することが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 32 週 3 日実施の分娩監視装置について、時刻の設定がされていなかった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究を推進することが望まれる。

イ. fetal thrombotic vasculopathy(胎児血栓性血管障害)の事例の報告は少なく、その原因や病態の解明は進んでいない。事例を集積し、病態解明の研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。